

石狩市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

第1 通則

1 目的

このガイドラインは、町内会等が地域の自主防犯活動として防犯カメラを設置及び運用する際に配慮すべき事項を定めることにより、個人のプライバシー保護を図るとともに、個人情報の適切な取扱いに留意し、地域住民の防犯カメラに対する信頼を確保しながら、安全安心な地域社会の実現に寄与することを目的とします。

2 定義

(1) 町内会等

市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された町内会及び自治会、防犯協会又はその他の地域団体で市長が認めるものをいいます。

(2) 防犯カメラ

犯罪の防止を目的として、不特定多数の者が利用する施設や場所に継続的に設置される映像撮影機器で、画像記録装置、その他関連機器で構成されるものをいいます。

なお、録画機能のないダミーカメラや、主に日常におけるごみの排出や除排雪等に関するマナー違反を取り締まる目的のカメラは含みません。

(3) 画像

防犯カメラにより撮影し、録画・記録されたもので、特定の個人若しくは物を識別できるものをいいます。

第2 設置に関する基本原則

1 設置目的の明確化

防犯カメラを設置する町内会等（以下「設置者」という。）は、犯罪の防止等、設置目的を明確にし、その目的を逸脱した運用を行ってはなりません。

2 地域における合意形成

設置者は、個人のプライバシー保護と地域の合意形成を図るため、防犯カメラの設置について、規約等に基づき、総会や役員会等を開催して承認を得るとともに、地域住民を対象に防犯カメラの運用に関して広く周知するなど、地域住民の理解と同意を得るよう努めてください。

3 撮影範囲と設置場所

防犯カメラを設置するにあたっては、個人のプライバシーに配慮し、住宅内部等の私的空間が映らないような措置を講じるなど、設置目的に則して必要最小限の範囲で撮影範囲を設定し、不必要な画像ができるだけ記録されないよう、設置場所、台数、角度、画角を決めます。

特定の住宅等が映りこむ場合は、その所有者や居住者等の同意を得ることが必要です。

また、設置場所の土地や建物等の所有者の許可が必要です。道路や公園等に防犯カメラを設置する場合は、各管理者から許可を取ってください。

4 設置の表示

設置者は、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知し、犯罪を抑止する効果を高めるため、設置場所又はその付近の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者の名称を表示します。

なお、設置場所等から設置者が明らかである場合には、設置者の名称の表示を省略することができるものとします。

第3 運用に関する基本原則

1 管理体制

(1) 管理責任者・操作担当者

設置者は、防犯カメラの適正な設置、管理及び運用を図り、個人情報の取り扱いに配慮するため、管理責任者及び操作担当者（以下これらを「管理責任者等」といいます。）を置くものとします。

- ① 管理責任者は、防犯カメラの適正な設置、管理及び運用並びに画像の適正な管理を統括します。
- ② 管理責任者は、防犯カメラに関わる機器の操作や画像の視聴（以下「操作及び視聴」といいます。）を行うことができる操作担当者を指定します。
- ③ 操作担当者は、管理責任者の指示を受け、防犯カメラの操作及び視聴に関する業務を行います。

(2) 操作及び視聴の制限

操作及び視聴は、管理責任者等以外の者はできません。ただし、管理責任者からあらかじめ許可を得た場合は、この限りではありません。

2 画像の適正な管理

設置者及び管理責任者等は、画像について次のように取扱うものとします。

(1) 画像の保護

画像記録装置又は画像を記録した媒体（以下「記録媒体」といいます。）については、管理責任者等以外の視聴や盗難防止のため、施錠可能な室内又は施設等で厳重に保管し、インターネット回線等により映像の送受信を行う場合は、パスワードを設定し定期的に変更するなど情報漏えい防止措置を十分に講じてください。

また、記録媒体一体型防犯カメラ等については、記録媒体取り出し部を施錠可能な保管庫内で保護するなど、管理責任者等以外の者が外部へ持ち出しできないようにします。

(2) 画像の保存期間

画像の保存期間は、画像の漏えい、滅失、き損又は流出等の防止及びその他の安全管理を徹底するため、撮影日の翌日から起算して30日以内とします。ただし、防犯カメ

ラの機器の仕様等のためこれにより難しい事情がある場合は、管理責任者が保存期間を別に定めるものとします。

(3) 画像の消去

保存期間が終了した画像は、データの上書き又は初期化等により確実に消去します。記録媒体（記録媒体を内蔵している画像記録装置を含む。）を破棄する場合、画像の読み取り又は復元ができないようにしてから処分してください。

(4) 画像の加工禁止

画像を保存する場合は、撮影された状態のままとし、加工や複製したものを保存してはなりません。

3 秘密の保持

管理責任者等は、防犯カメラの画像と画像から知り得た個人情報を第三者に漏らしてはなりません。また、それらを不当な目的のために使用してはなりません。このことは、管理責任者等でなくなった後においても同様とします。

4 画像の提供

管理責任者等は、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に画像を提供してはなりません。

ア 法令に基づく手続により照会等を受けた場合（裁判所が発行する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会（刑事訴訟法 197 条第 2 項）に基づく場合）

イ 捜査機関から犯罪又は事故の捜査の目的で、文書により画像提供の要請を受けた場合（警察の捜査への協力や消防署の火災原因調査等を目的として要請を受けた場合等）

ウ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合（行方不明者の安否確認や災害発生時に被害状況を情報提供する場合等）

エ その他、設置目的に照らし必要と認められる場合で、かつ映像から識別される特定の個人（本人）の同意があるとき

オ 本人の同意がある場合、又は本人に提供する場合

なお、上記に基づき第三者に画像を提供する場合、設置目的に照らして必要性を慎重に判断してください。

また、画像を提供する際に相手方の身分を確認し、提供した日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容を記録してください。

第4 設置者の義務

1 設置運用規程

(1) 設置運用規程の策定

設置者は、このガイドラインが示す基準を遵守して防犯カメラの設置及び運用が行われるよう、設置及び管理運用に関する規程（以下「設置運用規程」という。）を策定します。

策定にあたっては、別添の「防犯カメラ設置運用規程（参考例）」を参考にしてください。

(2) 設置運用規程の遵守

設置者は、このガイドライン及び策定した設置運用規程を遵守しなければなりません。

(3) 設置運用規程の周知

設置者は、設置運用規程が遵守されるよう、管理責任者等に対し周知徹底を図ります。

2 問い合わせ等への対応

設置者及び管理責任者等は、防犯カメラに関する問い合わせ又は苦情（以下「問い合わせ等」という。）を受けた場合、問い合わせ等の対象が設置目的又は設置運用規程に照らして適正な行為かどうか判断し、誠実かつ迅速に対応します。

3 防犯カメラの保守点検と撤去

(1) 保守点検

設置者及び管理責任者等は、防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行うこととします

(2) 撤去

設置者及び管理責任者等は、防犯カメラの運用を廃止する場合、責任を持って撮影装置や設置表示を撤去してください。

第5 その他

1 業務の委託

設置者は、防犯カメラの設置及び運用を含めた施設管理業務、警備業務等を委託する場合には、このガイドライン及び設置運用規程の遵守を委託契約の条項に設けるなど、適正な設置及び運用を遵守させなければなりません。

2 見直し

このガイドラインは、社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

附則

(施行期日)

このガイドラインは、令和8年4月1日から施行します。

●●町内会 防犯カメラ設置運用規程（参考例）

1 趣旨

この規程は、プライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇町内会が設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇町内会（設置者）区域内における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

3 管理責任者等

- (1) 設置者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理及び運用を行うため、管理責任者及び操作担当者（以下「管理責任者等」）を置く。
- (2) 管理責任者は、〇〇〇〇（例えば、町内会長）とする。
- (3) 操作担当者は、〇〇〇〇（例えば、事務局長）とする。
- (4) 防犯カメラの操作及び画像の取扱いは、管理責任者等が行うこととし、他の者が行うことを禁止する。
- (5) 管理責任者等は、防犯カメラの画像から知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、それらを不当な目的のために使用してはならない。このことは、管理責任者等でなくなった後においても同様とする。

4 設置の場所等

- (1) 設置の場所及び設置台数
防犯カメラの設置場所及び設置台数は、別紙配置図のとおりとする。
- (2) 撮影範囲
防犯カメラを設置するにあたっては、個人のプライバシーに配慮し、住宅内部等の私的空間が映らないような措置を講じるなど、設置目的に則して必要最小限の撮影範囲を設定する。
- (3) 設置の表示
防犯カメラの撮影区域又はその周辺に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、町内会名を記載するものとする。

5 画像の管理

設置者及び管理責任者等は、画像の漏えい、滅失、き損又は流出等の防止及びその他の安全管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 保管場所

画像及び画像を記録した媒体については、施錠可能な保管庫内で保護し、管理責任者等が適正に管理するものとする。

(2) 保存期間

撮影された画像の保存期間は、〇〇日間とする。ただし、上記期間を超えて特定の画像を保存する必要がある場合は、理由を明確にしたうえで、撮影日時、場所等と合わせて記録に残すものとする。

(3) 画像の消去

保存期間が終了した画像は、データの上書き又は初期化等により確実に消去する。記録媒体を破棄する場合は、画像の読み取り又は復元ができないようにしてから処分する。

6 画像の利用及び提供の制限

記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく手続により照会等を受けた場合

(2) 捜査機関から犯罪又は事故の捜査の目的で画像提供の要請を受けた場合

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

上記に基づき、第三者に画像の提供を行う時は、相手方の身分を確認し、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容を記録するものとする。

7 問い合わせ等への対応

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせや苦情を受けたときは、誠実かつ迅速に対応する。

8 防犯カメラの保守点検

設置者及び管理責任者等は、防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行うこととする。

9 その他

この規程に記載されていない事項については、「石狩市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に準じて取り扱う。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。